

平成29年度射水市国民健康保険運営協議会

会 議 録

- 1 日 時 平成29年11月24日(金)  
開議時刻 19時30分 閉議時刻 20時20分
- 2 場 所 射水市役所本庁舎 301会議室
- 3 出席委員 11名  
被保険者代表 宮城澄男、村井豊、岡田静子、岡田順子  
医師・薬剤師代表 木田和典、清水秀明、山崎禎直  
公益代表 塚本清(会長)、炭谷義昌、亀谷順子、森田信子
- 4 欠席委員 1名  
医師・薬剤師代表 島多勝夫
- 5 当局の出席者  
・福祉保健部長  
・福祉保健部次長  
・収納対策課長  
・保険年金課長  
・保険年金課長補佐  
・国保・年金係主任2名
- 6 会議日程  
1 開会  
2 会長あいさつ  
3 諮問  
4 議題  
(1) 平成30年度射水市国民健康保険税等について  
5 その他  
(1) 射水市国民健康保険データヘルス計画について  
(2) 今後の会議開催予定について

〔会議内容〕

- 1 開 会 保険年金課長より開会宣言
- 2 会長挨拶 塚本会長挨拶
- 3 諮 問 夏野市長から諮問書の交付

4 議 題（事務局資料説明）

（1）報告事項

平成30年度射水市国民健康保険税等について  
射水市国民健康保険データヘルス計画について  
今後の会議開催予定について

5 協議・意見交換

委 員 仮係数による国民健康保険事業費納付金と標準保険料率が県から示されたとのことであるが、①平成28年度の前期高齢者交付金精算額が大きかったこと②激変緩和措置を受けることを理由に、平成30年度保険税は据え置く、ということが良いか。

事 務 局 標準保険料率は、市町村が県に納付金を納めるために必要な保険税率を県が示したものである。現行の保険税率では県への納付金額が足りず赤字になる場合、赤字解消のための税率の見直し、時期等の計画は市町村に委ねられている。

激変緩和措置は、平成28年度に県単位化になったと仮定した場合の納付金と、平成30年度の納付金の差が大きい市町村に対し、納付金額の伸びを抑制するための措置である。

平成31年度は平成29年度の前期高齢者交付金精算額がいくらになるか分からないので、ひとまず平成30年度の保険税は財政調整基金を活用することで据え置きとしたい。

委 員 射水市の事情で据え置くということか。

事 務 局 平成30年度前期高齢者交付金精算額が大きくなったことは射水市の事情といえる。

委 員 平成30年度は基金で補填するとのことであるが、平成31年度も補填できるだけの基金はあるのか。

事 務 局 平成28年度末残高は698,141千円である。各年度の基金残高見込みについては資料1-5のとおり。

委 員 平成31年度の前期高齢者交付金精算額も平成30年度と同

程度の額になるのか？

事務局 平成30年度の精算額が大きいのは、平成27年度に高額のがん治療薬等の保険適用により医療費が高くなり、平成28年度の医療費も平成27年度実績を基とした推計で交付金をもらったためである。実際は薬価改定などもあり、平成28年度はそれほど高くならなかった。

平成28年度と平成29年度ではあまり医療費が変わらないので、精算額は大きくならないと考えるが、資料1-5赤字補てんの中期計画では最大の見込みで平成30年度と同じ130,000千円を財政調整基金から繰り入れるとした。

委員 保険税率は市町村で決めるのか？

事務局 県から示された標準保険料率を基に市町村が決定する。

委員 保険税については、平成35年度までは大きく変わらないという解釈で良いか。

事務局 (県への納付金に対して保険税収入が) 足りないのは確実なので、どこかのタイミングで保険税を上げる必要がある。

資料1-3では医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ現在の税率、標準保険料率の差を示している。足りないところもあれば集めすぎのところもある。まずはこれらの不整合を直していくことを早めに行いたい。

委員 諮問に対する答申はいつ出すのか。

事務局 本係数が示された後になる。その時に再度お集まりいただき審議のうえ答申をお願いしたい。

データヘルス計画に関する質疑なし。

6 閉 会 塚本会長より閉会宣言